

社会福祉法人畏敬会

# 定款細則

## (役員報酬規程)

事務所 所在地

〒335-0004 埼玉県戸田市中町1丁目29-5

平成29年3月23日 制定

# 社会福祉法人畏敬会定款細則（役員報酬規程）

## 【根拠】

第1条 この細則は、社会福祉法人畏敬会(以下「法人」という)が定める定款第8条に基づき、役員報酬について定めるものとする。

## 【目的】

第2条 この規程は、社会福祉法人畏敬会の役員及び評議員等の役員報酬等について定めるものである。

## 【定義】

第3条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

## 【理事会及び評議員会の出席報酬等】

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## 【役員及び評議員の勤務報酬等】

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### 【監事の報酬等】

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### 【その他第三者委員会等の設置による委員等の勤務報酬等】

第7条 第三者委員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて第三者委員会等に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 第三者委員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る第三者委員会等の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

#### 【出張旅費】

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。

3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### 【兼務役員】

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

#### 【常勤役員の勤務報酬】

第10条 前5、6、7条にかかわらず、週平均3日以上業務にあたる役員に対しては、別表4により、月額報酬を支払うことができる。

**【役員等の職務証跡】**

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

**【改正】**

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

**附則**

- 1、この役員報酬規程の施行にあたって必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が、別に定める。
- 2、この役員報酬規程は、平成23年11月24日から施行する。
- 3、この役員報酬規程は、平成25年10月24日から施行する。
- 4、この役員報酬規程は、平成29年3月23日から施行する。

# 別表

## 1、役員報酬 別表（日額）

名称	支払い区分		
	報酬	実費弁償費	
別表1（日額）			
理事会出席報酬等	交通費含む	10.000円	
評議員会出席報酬等	交通費含む	10.000円	
苦情対応第三者委員	交通費含む	10.000円	
別表2（日額）			
名称	報酬	実費弁償費	
理事及び評議員業務報酬等	なし	円	
監事監査指導報酬等	交通費含む	10.000円	
第三者委員会等委員	交通費含む	10.000円	
別表3（日額）			
旅費	宿泊費	日当	
交通費	20,000円	15,000円	
別表4（月額）	報酬		
理事長業務報酬等(常勤)	300,000円		
理事及び評議員業務報酬等	300,000円		
(常勤)			